

学校において予防すべき感染症について

出席停止の期間とは、学校内での感染拡大を防止するため、児童生徒等が登校できない期間です。

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	
	中等呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	
特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)		
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状(発熱、咽頭炎、結膜炎など)が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。
第3種	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

* 第2種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く)の出席停止の期間については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。(新型コロナウイルスについては、基本的に想定されない。)

* 第3種の「その感染症」とは、感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医等の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患が定められているものではありません。

学校保健安全法の感染症の考え方

分類	考え方
第一種感染症	感染症予防法の1類感染症・2類感染症(結核を除く)
第二種感染症	飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの
第三種感染症	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの→その他の感染症に該当するか否かは校医等の専門家の意見を聞いて判断